

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第4条 提案</p> <p>1 提案上限</p> <p>(1) 事業者が提案できる品数は、<u>同一の年度で合計10品</u>を上限とする。</p> <p>(2) 1事業者あたりの返礼品登録上限数は<u>30品</u>とする。</p> <p>2 その他</p> <p>同一の規格であって、材質若しくは色違いのもの又は詰め合わせの品(セット品)については、1品と算定する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第6条 提案の手続</p> <p>1 提出書類</p> <p>(3) <u>納税証明書(取得できる最新のもの)</u></p> <p>市民税等及び法人市民税の滞納のないこと。ただし、新規設立法人であって、企画提案書の提出日現在、最初の事業年度に係る法人市区町村民税の納付実績がない場合は、翌年度、課税分のもを後日提出すること。<u>非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。</u></p>	<p>第4条 提案</p> <p>1 提案上限</p> <p>(1) 事業者が提案できる品数は、<u>最初に応募した日が属する年度で合計5品</u>を上限とする。</p> <p>(2) 1事業者あたりの返礼品登録上限数は<u>20品</u>とする。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) <u>同一の規格であって、材質若しくは色違いのもの又は詰め合わせの品(セット品)については、1品と算定する。</u></p> <p>(2) <u>新たに提案の手続を行う場合は、当該返礼品が登録された日の翌日から起算して、60日以上の間隔を空けなければならない。</u></p> <p>第6条 提案の手続</p> <p>1 提出書類</p> <p>(3) 納税証明書</p> <p>市民税等の滞納のないこと。ただし、新規設立法人であって、企画提案書の提出日現在、最初の事業年度に係る法人市区町村民税の納付実績がない場合は、翌年度、課税分のもを後日提出すること。</p>	

新旧対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----